

大和市告示第 3 1 号

大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 3 日

大和市長 大 木 哲

大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する私立の幼稚園（同法附則第 6 条の規定による幼稚園を含む。）（以下「認定こども園等」という。）が実施する一時預かり事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和 4 2 年大和市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する認定こども園等が実施する私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 1 日施行。以下「県預かり保育推進要綱」という。）第 2 条第 2 項に規定する預かり保育又は大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成 1 9 年大和市告示第 3 5 号。以下「市要綱」という。）による補助の対象となる一時預かり事業（以下「一時預かり」と総称する。）とする。

- (1) 本市に住所を有する児童（大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成 2 6 年大和市告示第 4 3 号）第 2 条第 2 号に規定する長時間預かり保育等を利用する児童を除く。）が在籍すること。
- (2) 認定こども園等の園則（以下「園則」という。）に定める開園日において、毎日午後 5 時まで一時預かりを実施する計画を有すること。
- (3) 園則に定める長期休業日（夏季における盆等の諸行事のため勤務しないことが相当であるとして認められた期間並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 8 日から 1 2 月 3 1 日までを除く。）において園児を 1 日 2 時間以上かつ 1 0 日以上 of 預かり保育を実施する計画を有すること。

2 認定こども園等は、施設整備その他やむを得ない理由により当該認定こども園等の施設において一時預かりを実施できない場合は、これに代わる施設により一時預かりを実施することができ

るものとする。この場合において、当該施設の所属職員が一時預かりを実施する場合に限り補助の対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、一時預かりを実施した日数に実施した時間を乗じた数に1,060円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする認定こども園等（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに規則第4条に規定する書類に年間補助金算出内訳書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の条件等)

第5条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金交付決定通知書を通知するときは、同条第2項の規定により申請者が県預かり保育推進要綱による補助金の交付の決定を受けること又は市要綱による補助金の交付の決定を受けることを条件として付すものとする。

2 前項の補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、県預かり保育推進要綱による補助金の交付の決定を受けたときは、速やかに当該補助金に係る決定の通知の写しを市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に年間補助金算出内訳書を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前項の書類を提

出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え付け、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第 10 条関係）

様式番号	様式名称	関係条文
第 1 号様式	年間補助金算出内訳書	第 4 条、第 6 条及び第 7 条

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条及び第 7 条関係）

一時預かり支援事業年間補助金算出内訳書

月	種 別	実施時間	時間数／日	実施日数	単 価	金 額
4 月	開園日	： ～ ： ： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	長期休業日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	土曜日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
5 月	開園日	： ～ ： ： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	長期休業日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	土曜日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円

(略)

3 月	開園日	： ～ ： ： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	長期休業日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	土曜日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
合計	開園日	： ～ ： ： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	長期休業日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円
	土曜日	： ～ ：	時間	日	1,060 円	円